

稲敷市公告第24号

水難救護法(明治32年法律第95号)第25条第1項の規定に基づき拾得した漂流物を保管しているので、同法第25条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月21日

稲敷市長 笥 信太郎

1 拾得物件及び形状寸法

レジャー用ボート(材質不明)

全長：約3.7m

幅：約1.6m

高さ：約0.7m

船体番号：不明

2 拾得年月日

令和6年3月14日

3 拾得場所

横利根川(横利根閘門付近)

4 その他

公告後6か月が経過し、受取の申出がない場合は、所有者がないものと認め処分します。